

第 16 回教育委員会定例会 案件表

○日 時

令和7年8月22日(金) 午前10時00分から

○議 題

1 議 案

- (1) 議案第28号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料1)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
- ① 令和8年度学校用務業務民間委託について (資料2)
 - ② 練馬区立岩井少年自然の家の臨時休館について (資料3)
 - ③ 令和7年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について (資料4)
 - ④ 令和7年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について (資料5)
 - ⑤ その他

議案第 28 号

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 22 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和 7 年 8 月 22 日
教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正に伴い、補償基礎額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 補償基礎額の扶養加算対象および加算額を改定する。（第3条関係）

ア 「配偶者」を対象から削除

イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

300円 → 434円

(2) 介護補償の額を改定する。（第11条関係）

ア 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

81,290円 → 85,490円

イ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

40,600円 → 42,700円

(3) その他規定の整備を行う。（第3条関係）

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 つぎの各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、つぎの各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医および学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> 200円（<u>経験年数が10年以上16年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）</u>の扶養親族たる配偶者 100円）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（<u>特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫</u> 100円）</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（<u>以下この項において「特定期間」という。</u>）</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 つぎの各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、つぎの各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医および学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</p> <p>[削る]</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 434円</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（<u>経験年数が10年以上16年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）</u>の扶養親族たる孫 100円）</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわら</p>

にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(介護補償)

第11条 [略]

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。） 81,290円

(3) [略]

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。）
40,600円

付 則 [略]

ず、134円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(介護補償)

第11条 [略]

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。） 85,490円

(3) [略]

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）
42,700円

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項および付則第4項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第3条第3項第1号の規定の適用については、「434円」とあるのは、「384円」とする。

4 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第3条第3項の規定の適用については、「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあつては「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たしないが、事実上婚姻関係と同様の事情を有する重度心身障害者 100円）にある者を含む。」 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 100円）と、施行日から令和8年3月31日」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 100円）」とする。

日までの間にあつては「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と扶養親族たる重度心身障害者 100円）同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。）

とする。
100円」

5 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに旧条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（付則第3項および第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

資料 2	
------	--

令和 7 年 8 月 22 日
教育振興部教育総務課

令和 8 年度学校用務業務民間委託について

1 新規委託予定校（1 校）

	小 学 校
1	大泉第六小学校

2 委託開始予定日
令和 8 年 4 月 1 日

3 委託実績

	令和 7 年 4 月 1 日現在	令和 8 年 4 月 1 日（予定）
小学校	5 8 校	5 9 校
中学校	3 3 校	3 3 校
合 計	9 1 校	9 2 校

令和 7 年 8 月 22 日
教育振興部保健給食課

練馬区立岩井少年自然の家の臨時休館について

練馬区立岩井少年自然の家において、受変電設備等改修工事を行うため、以下のとおり臨時休館する。

- 1 臨時休館期間
令和 8 年 1 月 19 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

- 2 改修工事の内容
 - (1) 受変電設備改修工事
受変電設備の老朽化により全面更新する。
更新に伴い全館停電が発生する。
 - (2) 空調機設置工事
屋内運動場に空調機を新設する。

工事箇所については裏面のとおり

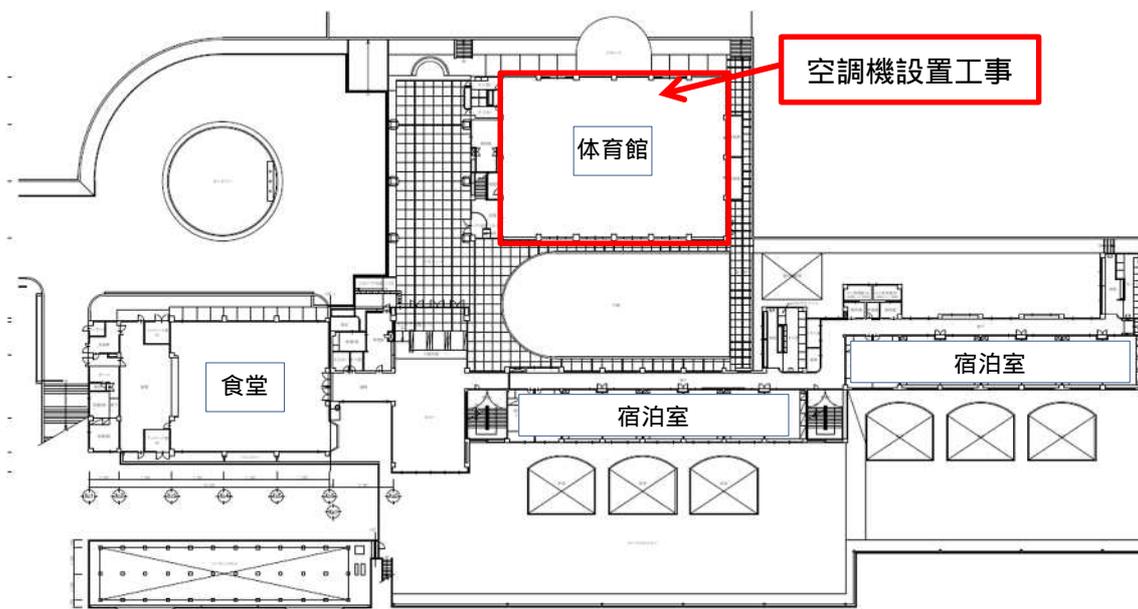
- 3 周知方法について
 - (1) 区報および区ホームページ
 - (2) ベルデ宿泊予約システム

練馬区立岩井少年自然の家 工事箇所

【1階平面図（一部）】



【2階平面図（一部）】



令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について

1 調査の趣旨

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

2 調査の対象となる児童生徒

国・公・私立学校の小学校第 6 学年、中学校第 3 学年

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科（国語、算数・数学、理科）に関する調査

イ 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査

(2) 学校に対する質問紙調査

4 調査日

令和 7 年 4 月 17 日（木）

5 調査実施校

(1) 小学校 65校

(2) 中学校 33校

6 調査結果

(1) 教科に関する調査（平均正答率 単位：％）

ア 小学校＜公立＞

	国語		算数		理科	
	R6	R7	R6	R7	R4	R7
練馬区	71	71	70	65	66	62
東京都	70	70	68	64	65	60
全国	67.7	66.8	63.4	58.0	63.3	57.1

イ 中学校<公立>

	国語		数学		理科※	
	R6	R7	R6	R7	R4	R7
練馬区	62	58	60	55	51	514
東京都	61	57	57	53	51	506
全国	58.1	54.3	52.5	48.3	49.3	503

※ 理科（令和7年度よりIRTバンドの割合およびIRTスコアを活用）

IRT バンド	生徒数	IRTバンドの割合(%)およびIRTスコア					
	練馬区	練馬区		東京都		全国	
		割合	IRT スコア	割合	IRT スコア	割合	IRT スコア
5	262	6.4	514	5.5	506	6.2	503
4	939	22.9		21.4		20.3	
3	1,809	44.1		43.8		42.0	
2	962	23.5		25.7		27.3	
1	128	3.1		3.6		4.2	

※IRTスコアは、IRTに基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準（全国平均）にした得点で表すものである。

※IRTバンドとは、IRTスコアを1～5の5段階に区切ったもので、3を基準のバンドとし、5が最も高いバンドとなる。

(2) 質問紙調査（単位：%）

- ・数値は、「1当てはまる」「2どちらかといえば当てはまる」を合算したものの

ア 自分自身に関すること

① 自分には、よいところがあると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	85.6	87.4	83.2	84.9
東京都	84.5	87.2	83.4	86.7
全国	84.1	86.9	83.3	86.2

② 学校に行くのは楽しいと思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	86.1	88.4	83.0	86.0
東京都	84.3	86.1	83.0	86.5
全国	84.8	86.5	83.8	86.1

③ 先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	88.5	91.8	86.8	90.8
東京都	89.7	91.8	88.4	91.1
全国	89.9	92.2	90.4	92.2

④ 将来の夢や目標を持っていますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	81.2	81.3	63.6	64.6
東京都	80.7	81.6	64.4	66.3
全国	82.4	83.1	66.3	67.5

⑤ 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	64.2	65.6	61.9	68.4
東京都	67.8	70.9	67.1	72.8
全国	67.1	70.6	67.5	73.2

イ 主体的・対話的で深い学びに関すること

① 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	75.6	77.8	75.4	80.4
東京都	74.3	77.2	75.9	79.9
全国	75.8	78.1	76.2	79.2

② 学習した内容について分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	78.6	77.7	76.4	72.5
東京都	79.3	78.9	78.5	74.8
全国	80.8	79.4	77.9	73.4

- ③ 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	85.2	83.1	83.9	84.1
東京都	85.7	84.7	85.5	85.2
全国	86.3	84.9	86.1	84.7

ウ 教科に関すること

- ① 国語の学習は好きですか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	62.6	57.8	61.6	55.4
東京都	63.0	58.9	63.8	58.3
全国	62.0	58.3	64.3	57.9

- ② 国語の授業の内容はよく分かりますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	86.8	82.4	80.5	74.4
東京都	86.5	83.5	82.6	78.5
全国	86.3	82.8	82.7	77.0

- ③ 算数（数学）の学習は好きですか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	66.6	63.3	60.0	57.9
東京都	65.2	61.8	58.7	55.6
全国	61.0	57.9	57.2	53.8

- ④ 算数（数学）の授業の内容はよく分かりますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	85.9	83.0	78.6	74.8
東京都	85.5	82.5	76.8	72.9
全国	82.1	78.3	75.7	70.3

⑤ 理科の学習は好きですか

	小学校		中学校	
	R4	R7	R4	R7
練馬区	77.2	78.0	61.7	59.6
東京都	78.0	78.2	63.8	61.0
全国	79.7	80.1	66.4	63.8

⑥ 理科の授業の内容はよく分かりますか

	小学校		中学校	
	R4	R7	R4	R7
練馬区	88.2	87.9	72.6	67.5
東京都	88.3	88.3	72.6	68.6
全国	88.5	88.9	75.2	71.4

エ タブレット活用に関すること

- ① 昨年度までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか（週1回以上の割合）

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	80.2	84.0	86.2	88.9
東京都	88.2	91.7	91.3	94.5
全国	85.5	89.7	89.0	92.2

- ② PC・タブレットなどのICT機器で、文章を作成することができますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区		83.0		83.4
東京都		84.7		86.5
全国		81.8		83.6

- ③ PC・タブレットなどのICT機器で、情報を収集する（検索する調べるなど）ことができると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区		89.2		90.9
東京都		90.8		92.1
全国		89.8		91.5

- ④ PC・タブレットなどのICT機器で、情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなど）ことができると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区		69.7		61.1
東京都		73.8		66.9
全国		69.3		63.3

- ⑤ PC・タブレットなどのICT機器で、学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区		82.4		81.0
東京都		82.7		82.6
全国		76.7		76.6

(3) 学校に対する質問紙調査（単位：％）

- ・ 数値は、「1当てはまる」「2どちらかといえば当てはまる」を合算したもの

ア 児童生徒に関すること

- ① 調査対象学年の児童（生徒）は、授業では、自分で学ぶ内容を決め、計画を立てて学ぶ活動を行っていると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	63.1	67.7	65.7	69.7
東京都	70.9	73.5	63.3	64.2
全国	61.2	64.1	55.3	56.6

- ② 調査対象学年の児童（生徒）は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	89.2	87.7	90.7	93.9
東京都	89.1	89.9	89.9	88.1
全国	88.2	89.3	88.4	88.2

- ③ 調査対象学年の児童（生徒）は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていると思いますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	83.1	87.7	93.8	93.9
東京都	88.2	89.6	92.6	91.9
全国	87.2	89.2	89.7	90.8

イ 指導に関すること

- ① 調査対象学年の児童（生徒）に対して、前年度までに、習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をしましたか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	81.6	87.7	81.3	84.8
東京都	88.0	91.1	83.7	85.0
全国	87.4	88.6	86.6	86.8

- ② 調査対象学年の児童（生徒）に対して、前年度までに、各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けましたか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	83.0	84.6	81.2	84.9
東京都	86.5	89.5	78.7	81.9
全国	85.7	86.9	78.6	80.3

ウ ICT機器の活用に関すること

- ① 前年度に、教員が大型提示装置（プロジェクター、電子黒板など）などのICT機器を活用した授業を1クラス当たり、どの程度行いましたか（ほぼ毎日の割合）

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	86.2	87.7	71.9	81.8
東京都	83.7	87.1	78.4	83.7
全国	76.0	81.2	74.6	76.8

- ② 調査対象学年の児童（生徒）に対して、前年度までに、一人一人に
 配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活
 用しましたか（週1回以上の割合）

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	100	100	93.8	96.9
東京都	99.7	99.8	99.7	99.0
全国	99.2	99.5	99.2	98.9

エ 校内研修に関すること

- ① 授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていますか

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区	98.5	98.5	90.6	93.9
東京都	98.2	98.5	89.9	92.2
全国	98.6	98.6	94.8	95.3

- ② 個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に
 関する研究会等に、定期的・継続的に参加していますか（オンライン
 での参加を含む）

	小学校		中学校	
	R6	R7	R6	R7
練馬区		81.5		81.8
東京都		90.4		85.6
全国		81.5		87.5

資料 5

令和 7 年 8 月 22 日
こども家庭部在宅育児支援担当課

令和 7 年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

令和 7 年 9 月 5 日から開催予定の令和 7 年第三回練馬区議会定例会に、こども家庭部が所管する事業にかかる以下の議案について、区長へ提出を依頼する。

	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	在宅育 児支援 担当課	練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例 児童福祉法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定めるため、条例を制定する。	公布の日